

X ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

【障害程度等級表】

1級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

1 障害程度の認定について

《13歳以上》

- (1) ヒト免疫不全ウイルス（以下、HIV という）感染の確認方法は、HIV の抗体スクリーニング検査（ELISA、PA、IC 等）の結果が陽性であって、以下のいずれかが陽性の場合に HIV 感染症と診断します。
 - ア 抗体確認検査（Western Blot 法、IFA 等）
 - イ HIV 抗原検査、ウイルス分離及び PCR 等の病原体に関する検査
- (2) エイズ発症については、①により HIV 感染が確認されており、指標疾患（参考資料参照）の1つ以上が明らかに認められる場合に診断されます。
- (3) CD4 陽性リンパ球数については、4 週以上の間隔をおいた連続する 2 回の検査値の平均値のこれまでの最低値をもって認定します。
- (4) 回復不能なエイズ合併症とは、エイズ合併症が回復不能に陥った場合をいい、回復不能の判定は医師の判断によります。

【認定基準（13歳以上）】

等級	認定基準	検査所見、日常生活活動制限の状況
1級	(ア) CD4陽性Tリンパ球数200/ μ l以下で、a~1のうち6項目以上該当するもの	a 白血球数3000/ μ l未満の状態が4週間以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの ^{※1}
	(イ) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態	b Hb量について男性12g/dl未満、女性11g/dl未満の状態が4週間以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの ^{※1}
2級	(ア) CD4陽性Tリンパ球数200/ μ l以下で、a~1のうち3項目以上該当するもの	c 血小板数10万/ μ l未満の状態が4週間以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの ^{※1}
	(イ) エイズ発症の既往があり、a~1のうち3項目以上該当するもの	d ヒト免疫不全ウイルスRNA量が5000コピー/ml以上の状態が4週間以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの ^{※1}
	(ウ) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、a~1のうちa~dまでの1つを含む6項目以上該当するもの	e 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日 ^{※2} 以上あるもの f 健常時に比し10%以上の体重減少があるもの g 月に7日以上 ^{※2} の不定の発熱（38℃以上）が2か月以上続くもの
3級	(ア) CD4陽性Tリンパ球数500/ μ l以下で、a~1のうち3項目以上該当するもの	h 1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上 ^{※2} あるもの
	(イ) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、a~1のうちa~dまでの1つを含む4項目以上該当するもの	i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上 ^{※2} あるもの j 口腔内カンジダ症（頻回に繰り返すもの）、赤痢アメーバ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの）、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往があるもの
4級	(ア) CD4陽性Tリンパ球数500/ μ l以下で、a~1のうち1項目以上該当するもの	k 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限 ^{※3} が必要なもの
	(イ) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、a~1のうちa~dまでの1つを含む2項目以上該当するもの	l 軽作業 ^{※4} を超える作業の回避が必要であるもの

- ※1 4週間以上の間隔をおいた連続する2回の検査の時期は、互いに一致している必要はなく、これまでの最低値とする。
- ※2 月に7日以上とは、連続する30日の間に7日以上（連続していなくてもかまわない）を意味する。
- ※3 生鮮食料品の摂取制限、生水の摂取禁止、脂質の摂取制限、長期にわたる密な治療、厳密な服薬管理、人混みの回避が含まれる。
- ※4 デスクワーク程度の作業を意味する。

《13歳未満》

- (1) 小児のHIVの感染の確認方法は、原則として13歳以上の場合に準じます。ただし、周産期に母親がHIVに感染していたと考えられる生後18か月未満の小児については、HIVの抗体スクリーニング検査が陽性であり、さらに次のいずれかに該当する場合にHIV感染症と診断します。
 - ア HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の病原検査法のいずれかにおいて、ウイルスまたは抗原が証明される場合
 - イ 血清免疫グロブリン値、全リンパ球数、CD4陽性Tリンパ球数、CD4陽性Tリンパ球の全リンパ球に対する割合、CD8陽性Tリンパ球数CD4/CD8比等の免疫学的検査所見を総合的に判断し免疫機能が著しく低下しており、かつHIV感染以外にその原因が認められない場合
- (2) 年齢区分毎の免疫学的分類について
 - ア CD4陽性Tリンパ球数による分類と、全リンパ球数に対する割合による分類とで区分が異なる場合は、より重度の区分に該当する方を用いて認定します。
 - イ 成長の過程で障害程度の変化がある場合には、その時点で再認定することとなります（別表1参照）。

【認定基準（13歳未満）】

等級	認定基準	臨床症状	
1級		「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」（厚生省エイズ動向委員会、1999）が採択した指標疾患のうち1項目以上が認められること	
2級	(ア) a～rのうち1項目以上が認められるもの	a 30日以上続く好中球減少症（ $<1,000/\mu\text{l}$ ） b 30日以上続く貧血（ $<\text{Hb}8\text{g/d}\text{l}$ ） c 30日以上続く血小板減少症（ $<100,000/\mu\text{l}$ ） d 1か月以上続く発熱 e 反復性又は慢性の下痢 f 生後1か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染 g 生後1か月以前に発症した単純ヘルペス気管支炎、肺炎又は食道炎 h 生後1か月以前に発症したトキソプラズマ症	s リンパ節腫脹（2か所以上で0.5cm以上。対称性は1か所とみなす） t 肝腫大 u 脾腫大 v 皮膚炎 w 耳下腺炎 x 反復性又は持続性の上気道感染 y 反復性又は持続性の副鼻腔炎 z 反復性又は持続性の中耳炎
	(イ) 免疫学的分類（別表1）において「重度低下」に該当するもの	i 6か月以上の小児に2か月以上続く口腔咽頭カンジダ症 j 反復性単純ヘルペスウイルス口内炎（1年以内に2回以上） k 2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹 l 細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症（1回） m ノカルジア症 n 播種性水痘 o 肝炎 p 心筋症 q 平滑筋肉腫 r HIV腎症	
3級	(ア) s～zのうち2項目以上が認められるもの		
	(イ) 免疫学的分類（別表1）において「中等度低下」に該当するもの		
4級	s～zのうち1項目以上が認められるもの		

【別表1 年齢区分毎のCD4陽性リンパ球数及び全リンパ球数に対する割合に基づく免疫学的分類】

免疫学的分類	児の年齢		
	1歳未満	1～6歳未満	6～13歳未満
正常	≥ 1,500/μℓ ≥ 25%	≥ 1,000/μℓ ≥ 25%	≥ 500/μℓ ≥ 25%
中等度低下	750～1,499/μℓ 15～24%	500～999/μℓ 15～24%	200～499/μℓ 15～24%
重度低下	< 750/μℓ < 15%	< 500/μℓ < 15%	< 200/μℓ < 15%

2 留意事項

- (1) 免疫機能障害の認定は、HIV感染に由来するものです。
- (2) 年齢区分は、診断書作成時の満年齢ではなく、臨床症状や検査数値が認定基準に合致した日の満年齢とします。
- (3) 急性期を脱し、症状が落ち着いた時点での免疫機能で判定します。
- (4) 認定基準を満たす検査結果を得るために、必要な治療の開始を遅らせることは厳に慎まなければなりません。
- (5) 更生医療により、障害の程度の変化が予想される場合でも、抗HIV療法を継続実施している間は、原則再認定は不要です。ただし、抗HIV療法を要しなくなった場合は、改めて再認定を実施することとなります。

【(参考資料)AIDS指標疾患】

<p>A 真菌症</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.カンジダ症(食道、気管、気管支、肺) 2.クリプトコッカス症(肺以外) 3.コクシジオイデス症 <ol style="list-style-type: none"> 1) 全身に播種したもの 2) 肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの 4.ヒストプラズマ症 <ol style="list-style-type: none"> 1) 全身に播種したもの 2) 肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの 5.ニューモシスティス肺炎 <p>B 原虫症</p> <ol style="list-style-type: none"> 6.トキソプラズマ脳症(生後1か月以後) 7.クリプトスポリジウム症(1か月以上続く下痢を伴ったもの) 8.イソスポラ症(1か月以上続く下痢を伴ったもの) <p>C 細菌感染症</p> <ol style="list-style-type: none"> 9.化膿性細菌感染症(13歳未満で、ヘモフィルス、連鎖球菌等の化膿性細菌により以下のいずれかが2年以内に2つ以上多発あるいは繰り返しておこったもの) <ol style="list-style-type: none"> 1) 敗血症 2) 肺炎 3) 髄膜炎 4) 骨関節炎 5) 中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臓器の膿瘍 10.サルモネラ菌血症(再発を繰り返すもので、チフス菌によるものを除く) 11.活動性結核(肺結核又は肺外結核) 12.非結核性抗酸菌症 <ol style="list-style-type: none"> 1) 全身に播種したもの 2) 肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの 	<ol style="list-style-type: none"> 11.活動性結核(肺結核又は肺外結核) 12.非結核性抗酸菌症 <ol style="list-style-type: none"> 1) 全身に播種したもの 2) 肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの <p>D ウイルス感染症</p> <ol style="list-style-type: none"> 13.サイトメガロウイルス感染症(生後1か月以後で、肝、脾、リンパ節以外) 14.単純ヘルペスウイルス感染症 <ol style="list-style-type: none"> 1) 1か月以上持続する粘膜、皮膚の潰瘍を呈するもの 2) 生後1か月以後で気管支炎、肺炎、食道炎を併発するもの 15.進行性多巣性白質脳症 <p>E 腫瘍</p> <ol style="list-style-type: none"> 16.カボジ肉腫 17.原発性脳リンパ腫 18.非ホジキンリンパ腫 <ol style="list-style-type: none"> 1) 大細胞型、免疫芽球型 2) Burkitt型 19.浸潤性子宮頸癌 <p>F その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 20.反復性肺炎 21.リンパ性間質肺炎/肺リンパ過形成: LIP/PLHcomplex(13歳未満) 22.HIV脳症(認知症または亜急性脳炎) 23.HIV消耗性症候群(全身衰弱又はスリム病)
--	---

※C11活動性結核のうち肺結核及びE19浸潤性子宮頸癌については、HIVによる免疫不全を示唆する症状または所見が見られる場合に限る。